

様式3

## 随意契約理由書

担当課

健康課

契約内容	契約件名	共通商品券購入	
	業務概要	新型コロナウイルス感染症の影響により生活上及び経済上の負担が増している妊産婦が、安心して出産・子育てができるよう妊産婦に「たてやまの妊産婦さん応援特別給付金」である市内共通商品券を給付するため、館山市商業協同組合発行の共通商品券を購入する。	
	契約金額	金12,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和3年4月1日	
	契約期間	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日	
	契約の相手	館山市八幡821-7 館山市商業協同組合	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
<p>【たてやまの妊産婦さん応援特別給付金として、館山市商業協同組合の共通商品券を支給する理由】</p> <p>各地区の店舗が万遍なく加盟しており、各店舗に等しく経済活動の機会を与えることにより、市内経済の活性化が図られるため。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該物品の供給者が上記契約相手方に限られるため。</li> <li>・商品券のため単価は変わらないので競争には適さないため。</li> </ul>			

様式3

## 随意契約理由書

担当課

建設課

契約内容	契約件名	令和3年度千葉県土木積算システムに使用するデータの交付	
	業務概要	市発注の土木工事等の工事費算出に使用し、このデータの使用により工事積算業務の効率化と適正化を図る。	
	契約金額	金753,500円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和3年4月1日	
	契約期間	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日	
	契約の相手	千葉市中央区出洲港11番2号 公益財団法人 千葉県建設技術センター	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
市発注の工事は、千葉県が作成した千葉県積算基準データにもとづき積算しており、そのデータは千葉県建設技術センターを通じて交付されるものであることから、千葉県建設技術センター以外では交付を受けられないため。			

様式3

## 随意契約理由書

担当課

教育総務課

契約内容	契約件名	教育長車リース	
	業務概要	教育長車の借上げ(トヨタ ノア 1台)	
	契約金額	金792,000円(消費税及び地方消費税を含む)	
	契約締結日	令和3年4月24日	
	契約期間	令和3年6月1日 ~ 令和5年5月31日	
	契約の相手	千葉県美浜区新港57番地 (株)トヨタレンタリース千葉	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	1号 少額随契 工事又は製造の請負 130万円以下 財産の買入れ 80万円以下 物件の借入 40万円以下	財産の売払い 30万円以下 物件の貸付け 30万円以下 その他のもの 50万円以下	
	2号「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	3号「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	9号 落札者が契約を締結しないとき		
随意契約理由			
現在、車両をリース契約しているが、現状、走行距離等から今後とも使用可能であり、引き続き同一車両を使用する方が、新規車両をリースするよりも低価で借上げられる。また、車検が2年毎のため、1年契約より2年契約の方が低価格であることから、契約するものである。			

様式3

## 随意契約理由書

担当課

環境センター

契約内容	契約件名	せん断式破碎機用部品購入			
	業務概要	せん断式破碎機用部品の購入			
	契約金額	金869,660円（消費税及び地方消費税を含む）			
	契約締結日	令和3年5月6日			
	契約期間	令和3年5月6日 ~ 令和3年5月31日			
	契約の相手	品川区南大井6-26-3 日立造船(株)東京本社			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき					
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
<p>清掃センターで使用しているせん断式破碎機の切断刃の摩耗が激しく、このままではごみ受け入れ作業の作業効率が著しく低下する恐れがあるため、直ちに交換する必要があるため、直ちに交換する必要があるため、また、切断刃は工場製作品のため、特注扱いとなり、一般の業者では発注できないため、プラントを建設した日立造船（株）から購入する必要がある。</p>					

様式3

## 随意契約理由書

担当課

スポーツ課

契約内容	契約件名	夏芝管理用機械借上げ		
	業務概要	出野尾多目的広場の芝生を冬芝から夏芝へ切替作業等のため管理用機械等の借上げを行う。		
	契約金額	金737,000円（消費税及び地方消費税を含む）		
	契約締結日	令和3年5月7日		
	契約期間	令和3年5月17日	～	令和3年7月16日
	契約の相手	館山市安布里742 有限会社 長谷川商店		
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下	
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下	
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下	
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき				
随意契約理由				
出野尾多目的広場の冬芝から夏芝への切替作業に用いる機械は芝管理専用の機械であり、作業は専門的な技術が必要なため、オペレーター付きで借上げる。業者選定にあたっては、市内業者の中で、上記業者のみしか芝管理用機械の取扱い（借上げ）ができない。また、市内業者から借上げることにより、借上機械の使用時の故障等のトラブルに速やかに対応することができる、上記業者が最も適していると判断したため。				

様式3

## 随意契約理由書

担当課

健康課

契約内容	契約件名	令和3年度車両借上げ		
	業務概要	新型コロナワクチン接種事業に必要な車両の借上げ		
	契約金額	金379,350円（消費税及び地方消費税を含む）		
	契約締結日	令和3年4月28日		
	契約期間	令和3年4月28日	～	令和3年9月30日
	契約の相手	千葉県美浜区稲毛海岸4丁目5-1 千葉トヨペット株式会社		
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下	
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下	
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下	
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき				
随意契約理由				
新型コロナワクチン接種に係る巡回接種の実施やワクチン移送に必要な車両借上げについて、当市と包括連携協定を締結しており即応性が高く、契約金額が通常のレンタル料金より少額であるため、千葉トヨペット株式会社との随意契約を締結する。				

様式3

## 随意契約理由書

担当課

健康課

契約内容	契約件名	ノートパソコン購入	
	業務概要	新型コロナウイルスワクチン接種に係る相談窓口での予約受付対応に使用する機器の購入	
	契約金額	金746,845円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和3年5月18日	
	契約期間	令和3年5月18日 ~ 令和3年5月21日	
	契約の相手	千葉県長須賀9番地 株式会社ヤマス	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	見積比較の実施：【2者見積比較】	
	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い 30万円以下
	財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
	物件の借入	40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
<p>本業務は、新型コロナウイルスのワクチン接種に関する相談窓口における予約受付用のパーソナルコンピュータを購入するものであり、昨今、予約窓口の予想外の混雑事案が報道されていることに対し、急遽相談窓口を増やすことで対応するため、担当課において、2者見積合せを行い、最も低価格であった(株)ヤマスと随意契約を締結する。</p>			

様式3

## 随意契約理由書

担当課

健康課

契約内容	契約件名	令和3年度タクシー借上げ			
	業務概要	新型コロナワクチン接種事業に必要なタクシーの借上げ			
	契約金額	金330,480円（消費税及び地方消費税を含む）			
	契約締結日	令和3年5月18日			
	契約期間	令和3年5月31日	～	令和3年9月30日	
	契約の相手	館山市北条1882 館山地区タクシー運営協議会			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
新型コロナワクチン接種に係るワクチン等の移送に必要なタクシー借上げについて、館山地区タクシー運営協議会は館山市内のすべてのタクシー事業者から成る団体であり、千葉県B地区自動認可運賃普通車下限運賃を基に契約金額を定め、館山地区タクシー運営協議会との随意契約を締結する。					



様式3

## 随意契約理由書

担当課

教育総務課

契約内容	契約件名	小中学校図書館用図書購入		
	業務概要	市内小中学校の図書館に不足している図書を購入する。		
	契約金額	金803,738円（消費税及び地方消費税を含む）		
	契約締結日	令和3年6月9日		
	契約期間	令和3年6月9日	～	令和3年8月31日
	契約の相手	館山市正木1203番地の8 (有)鈴木商店		
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下	
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下	
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下	
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき				
随意契約理由				
再販制度により市場価格が一定しており、競争入札に付する価格競争上の有意性がないため、市内の指名参加業者のうち一般書籍の取り扱いのある上記業者と契約を行う。				

様式3

## 随意契約理由書

担当課

健康課

契約内容	契約件名	令和3年度中型バス借上げ（単価契約）		
	業務概要	新型コロナワクチン接種事業に必要な中型バスの借上げ		
	契約金額	金3,591,000円(消費税及び地方消費税を含む) 単価<時間制運賃><キロ制運賃>の合計額 <時間制運賃> 金6,480円/1時間 5時間以上 <キロ制運賃> 金150円×走行距離		
	契約締結日	令和3年6月16日		
	契約期間	令和3年6月16日 ~ 令和3年9月30日		
	契約の相手	東京都渋谷区代々木二丁目2番2号	ジェイアールバス関東株式会社	
		木更津市新田2丁目2番16号	日東交通株式会社	
	館山市湊493番地	昭和運送興業株式会社		
	館山市稲194番地5	湯澤運輸株式会社		
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下	
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下	
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下	
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
9号 落札者が契約を締結しないとき				
随意契約理由				
<p>新型コロナワクチン接種に係る接種困難者等の移送に必要な中型バス借上げについて、平成26年3月26日付け公示（一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について）による中型車の時間制運賃（5時間）と走行実績によるキロ制運賃をもとに契約金額を定め、館山市内に本支店または営業所を置く貸切バス事業者との随意契約を締結する。なお、時間制運賃及びキロ制運賃はともに上限額とする。</p>				

様式3

## 随意契約理由書

担当課

学校給食センター

契約内容	契約件名	令和3年度学校給食用牛乳供給（単価契約）	
	業務概要	館山市学校給食センター及び市内13箇所ある市立小学校及び中学校への給食牛乳を給食提供日に配送する。 単価 牛乳紙容器	
	契約金額	執行予定額 33,996,898円（消費税及び地方消費税を含む） 給食実施日年間193日予定 単価：1本当たり 50.34円	
	契約締結日	令和3年4月1日	
	契約期間	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日	
	契約の相手	(乙) 千葉市美浜区新港14 千葉県乳業協同組合	
	(丙) 千葉市美浜区新港61 公益財団法人 千葉県学校給食会		
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
館山市の学校給食については1日約3,500食を提供しており、安全かつ確実な提供が求められている。給食用牛乳の提供については、酪農及び肉用牛生産に関する法律及び学校給食用牛乳供給対策要綱に基づき供給計画を作成し、供給価格及び供給事業者の決定をすとあり、千葉県内の学校給食牛乳価格は統一されており、また供給事業者が決定されていることから、市内小中学校への給食用牛乳の提供においては当該相手先と契約するものである。なお、牛乳は県内産を使用している。			

様式3

## 随意契約理由書

担当課

教育総務課

契約内容	契約件名	小中学校図書館用図書購入			
	業務概要	市内小中学校の図書館に不足している図書を購入する。			
	契約金額	金1,063,222円（消費税及び地方消費税を含む）			
	契約締結日	令和3年6月22日			
	契約期間	令和3年6月22日 ~ 令和3年8月31日			
	契約の相手	館山市北条1094番地 (有)宮沢書店			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき					
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
再販制度により市場価格が一定しており、競争入札に付する価格競争上の有意性がないため、市内の指名参加業者のうち一般書籍の取り扱いのある上記業者と契約を行う。					

様式3

## 随意契約理由書

担当課

スポーツ課

契約内容	契約件名	スポーツタウンプログラム申込	
	業務概要	市民が日々のウォーキング管理やウォーキングイベントへの参加ができるウォーキングアプリの利用申込	
	契約金額	金897,600円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和3年4月1日	
	契約期間	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日	
	契約の相手	東京都渋谷区神宮前2-4-12 DT外苑 株式会社 アールビーズ	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
<p>本アプリは、市民一人ひとりの運動に対する意識改革や、健康の保持増進及び体力向上を目的としたウォーキングアプリである。契約の相手方との包括連携協定により開設した館山市内のスポーツ情報を掲載した専用スポーツポータルサイト「スポーツタウン館山」と連携できる唯一のアプリであり、サイトと連携することで、より効果的に市民の健康・体力づくりや生涯スポーツを推進し、スポーツ健康都市の実現を図るため、随意契約を締結する。</p>			